

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
大滝沢支流ほか2災害調査業務 （秋田県秋田市仁別字務沢国有林26林班地内・砥沢国有林30林班地内） 令和5年9月2日～令和5年11月10日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月1日	応用地質株式会社東北事務所 法人番号2010001034531	宮城県仙台市宮城野区萩野町三丁目21-2	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、渓床の荒廃が発生したため、早急に現地調査の実施・復旧事業費要求資料の作成を行う必要が生じた。	6,039,000	3,806,000	63.0%	-	-	-	-	-	-	-
杉沢林道1災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市河辺岩見字岩見山国有林245林班地内） 令和5年9月6日～令和5年10月2日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月5日	株式会社森林テクニクス東北支店 法人番号9010001100244	秋田県秋田市御所野堤台二丁目2-38	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	6,479,000	5,500,000	84.8%	-	-	-	-	-	-	-
杉沢林道2災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市河辺岩見字岩見山国有林246林班地内） 令和5年9月6日～令和5年10月2日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月5日	株式会社森林テクニクス東北支店 法人番号9010001100244	秋田県秋田市御所野堤台二丁目2-38	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	5,698,000	5,115,000	89.7%	-	-	-	-	-	-	-
財の神林道ほか災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市河辺三内字財の神国有林244林班地内） 令和5年9月7日～令和5年10月2日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月6日	株式会社都市整備 法人番号7410001001874	秋田県秋田市川尻みよし町11-1	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	4,477,000	3,905,000	87.2%	-	-	-	-	-	-	-

公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数（※契約の相手方が農林水産省が所管する特別社団法人又は特別財団法人の場合の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特別社団法人又は特別財団法人を含む。）	特別な競争参加資格（※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
仁別林道災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市仁別字砥沢国有林34林班地内） 令和5年9月7日～令和5年10月2日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月6日	株式会社測地コンサルタント 法人番号6410001001545	秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目1-1	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	6,908,000	6,908,000	100.0%	-	-	-	-	-	-	-
三内林道災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市河辺三内字財の神国有林211林班地内） 令和5年9月7日～令和5年9月25日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月6日	株式会社測地コンサルタント 法人番号6410001001545	秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目1-1	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	2,871,000	2,431,000	84.6%	-	-	-	-	-	-	-
中ノ沢林道ほか災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市仁別字仁沢国有林36林班地内） 令和5年9月12日～令和5年9月25日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月11日	株式会社新東京ジオ・システム 法人番号7390001004392	山形県天童市北久野本三丁目7-19	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	2,420,000	2,057,000	85.0%	-	-	-	-	-	-	-
砥沢林道ほか災害調査測量設計業務 （秋田県秋田市仁別字砥沢国有林29林班地内） 令和5年9月12日～令和5年9月25日 （建設コンサルタント（災害調査））	分任支出負担行為担当 秋田森林管理署長 橋爪一彰	秋田県秋田市河辺和田字和田156-3	令和5年9月11日	株式会社新東京ジオ・システム 法人番号7390001004392	山形県天童市北久野本三丁目7-19	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	令和5年7月15日からの大雨により、路体崩壊等が発生したため、早急に現地調査の実施・災害復旧計画の作成を行う必要が生じた。	3,421,000	2,904,000	84.8%	-	-	-	-	-	-	-





公共調達適正化について（平成18年8月25日付け財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）  
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文（企画競争等）	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合		再就職の役員の数 （※契約の相手方が農林水産省が所管する特例社団法人又は特例財団法人の記載事項）	提案者の数	うち公益社団法人又は公益財団法人（特例社団法人又は特例財団法人を含む。）	特別な競争参加資格 （※提案者の数が1の場合の記載事項）	備考
	名称	所在地		商号又は名称	住所						公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分					
中村川林道災害調査測量設計業務 （青森県弘前市大字常盤野字上中村山国有林8林班外） 令和5年9月23日～令和5年11月30日 （建設コンサルタント （L=50m）	分任支出負担行為担当官 津軽森林管理署長 佐藤智一	青森県弘前市豊田二丁目2-4	令和5年9月22日	株式会社測地コンサルタント 法人番号6410001001545	秋田県秋田市寺内堂ノ沢二丁目1-1	会計法第29条の3第4項（緊急随意契約）	災害復旧計画を早急に作成する必要があるため	5,291,000	4,510,000	85.2%	-	-	-	-	-	-	-

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は、「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は、「特例社団法人」をいう。